官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（**外務**五三、五四）　二
○南パンジャブ地域における小児保健医療施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**五五）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**五六）
○ボリビア多民族国政府に対する贈与に関する日本国政府とボリビア多民族国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**五七）
○健康保険組合の名称を変更した件（**厚生労働**二六）
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（**同**二七）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一四〇～一五五）　三
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**一五六）　五
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（**農林水産・環境**一）　六
○土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件（**国土交通**二六三）　六
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（**防衛**三八）
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件（**同**三九）
○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**三）
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**一〇、一一）　七
○都市計画に関する件（**中国地方整備局**一一、一二）
〔官庁報告〕
労働
労働安全衛生法第七十条の二第一項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示（厚生労働省）　七
最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示三）
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（国土交通省最低賃金公示三）
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二六

その他告示

○外務省告示第五十三号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和八年二月十日

外務大臣　茂木　敏充

アメリカ合衆国大使館周辺地域

期間	地域	
令和八年二月二十四日から令和九年二月二十三日まで	東京都港区	赤坂一丁目 赤坂二丁目（二番から四番まで、八番から十二番まで及び十五番から二十三番まで） 虎ノ門二丁目 虎ノ門三丁目（一番から七番まで） 虎ノ門四丁目（一番及び二番） 六本木一丁目（一番から三番まで及び十番）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法［昭和三十五年法律第百五号］第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○外務省告示第五十四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和八年二月十日

外務大臣　茂木　敏充

中華人民共和国大使館周辺地域

期間	地域	
令和八年二月二十三日から令和九年二月二十二日まで	東京都港区	西麻布三丁目 元麻布二丁目 元麻布三丁目 南麻布五丁目（二番から十六番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法［昭和三十五年法律第百五号］第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○外務省告示第五十五号

令和八年一月十三日にイスラマバードで、南パンジャブ地域における小児保健医療施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　南パンジャブ地域における小児保健医療施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十九億千万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　赤松秀一在パキスタン大使

パキスタン側　ムハンマド・フメイル・カリーム経済省次官

令和八年二月十日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第五十六号

令和七年六月二十五日にアンティグオ・クスカトランで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエルサルバドル共和国政府との間に行われた。この交換公文は令和七年十月二十一日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億六千四百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　星野芳隆在エルサルバドル大使

エルサルバドル側　ファナ・アレクサンドラ・ヒル・ティノコ外務大臣

令和八年二月十日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第五十七号

令和七年十二月二十二日にラパスで、ボリビア多民族国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がボリビア多民族国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　小野村拓志在ボリビア大使

ボリビア側　フェルナンド・ウゴ・アラマヨ・カラスコ外務大臣

令和八年二月十日

外務大臣　茂木　敏充

○厚生労働省告示第二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

令和八年二月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
大建工業健康保険組合	ＤＡＩＫＥＮ健康保険組合	令和七年九月二十六日
品川リフラクトリーズ健康保険組合	品川リフラ健康保険組合	令和七年十月一日
田辺三菱製薬健康保険組合	田辺ファーマ健康保険組合	令和七年十一月一日
綜合警備保障健康保険組合	ＡＬＳＯＫ健康保険組合	令和七年十二月一日
エヌ・ティ・ティ健康保険組合	ＮＴＴ健康保険組合	令和七年十二月一日
九電工健康保険組合	クラフティア健康保険組合	令和七年十二月二日

○厚生労働省告示第二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

令和八年二月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
麻生健康保険組合	主たる事務所	福岡県飯塚市芳雄町七番十八号	福岡県飯塚市新立岩十二番三十七号	令和七年二月十七日
T&Dフィナンシャル生命健康保険組合	主たる事務所	東京都港区芝浦一丁目一番一号（T&Dフィナンシャル生命保険株式会社内）	東京都港区浜松町二丁目四番一号世界貿易センタービルディング南館十七階	令和七年八月一日
海空運健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋室町四丁目二番十六号楠和日本橋ビル	東京都中央区日本橋室町三丁目四番七号日本橋室町ブラザビル	令和七年八月二十五日
楢崎健康保険組合	主たる事務所	北海道札幌市中央区北一条西七丁目一プレスト一・七ビル	北海道札幌市中央区大通西七丁目三番地一エムズ大通ビル	令和七年九月一日
京都新聞健康保険組合	主たる事務所	京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百三十九番地	京都府京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二百六十京都新聞トラストビル四階	令和七年九月十六日
日本甜菜製糖健康保険組合	主たる事務所	東京都港区三田三丁目十二番十四号	東京都中央区京橋二丁目六番四号	令和七年九月二十二日
東京都土木建築健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区八丁堀二丁目五番一号	東京都中央区八丁堀二丁目八番五号	令和七年九月二十七日
電設工業健康保険組合	主たる事務所	東京都板橋区坂下一丁目三十三番十二号	東京都千代田区二番町四番地二	令和七年九月二十九日
ヘンミ大倉健康保険組合	主たる事務所	埼玉県比企郡滑川町都二十五番地二十五	東京都千代田区神田駿河台四丁目四番地	令和七年十月一日
西日本パッケージング健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目十六番十六号	大阪府大阪市西区靭本町二丁目三番二号	令和七年十一月二十五日
カルビー健康保険組合	主たる事務所	栃木県宇都宮市清原工業団地二十三番地七	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号	令和七年十二月一日

○農林水産省告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県石川郡古殿町大字松川字前木一六七の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県白河市関辺五木沢四の一、四の二、五、六の一、七、井戸ケ入四の一、四の二、桜久保一の一、一の二、一の五から一の八まで、一の一から一の一五まで、三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県福島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

福島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県いわき市小川町上小川字猪小屋三三の九三から三三の九八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区油山字堂ノ奥一三五三、一三五四、一三五七、一三五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂ノ奥一三五三・一三五四・一三五七・一三五八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県みやま市瀬高町本吉字成合寺谷七九五の一（次の図に示す部分に限る。）、字小谷九一三（次の図に示す部分に限る。）、九一四、字大谷九三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字成合寺谷七九五の一・字小谷九一四・字大谷九三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市山口字日守一一三五の二一・一一三六・字城ノ山一一三九の四・一一三九の六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県大飯郡高浜町横津海一字草木原三三、三四の一から三四の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一字草木原三三・三四の一から三四の三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び高浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町山田八三字南馬谷五八の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県最上郡舟形町堀内字沢内三三〇九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び舟形町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字大井沢字仁川三二一七から三二二〇まで、三二二二、三二八五、三二八五の一から三二八五の五まで、三三四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡白鷹町大字佐野原字真木澤一二二四の一、一二二四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町北赤城山字小原峯一〇〇七、一〇〇八の一から一〇〇八の一六まで、一〇〇八の一八から一〇〇八の三三まで、一〇〇八の三五から一〇〇八の三九まで、一〇〇八の四一から一〇〇八の五五まで、一〇〇八の五七、一〇〇八の五九、一〇一〇の一、一〇一〇の四から一〇一〇の八まで、一〇一〇の一〇、一〇一〇の一三、一〇一〇の一四、一〇一〇の一七、一〇一〇の一八、一〇一〇の二〇から一〇一〇の二三まで、一〇一〇の二五から一〇一〇の二七まで、一〇一〇の三〇から一〇一〇の三九まで、一〇一〇の四二から一〇一〇の四四まで、一〇一〇の四六、一〇一〇の四七、赤城町深山字五郎入五三三の四、五三三の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道二海郡八雲町熊石泊川町八六九の一地先・八七一地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、八六八の一（次の図に示す部分に限る。）、八六九の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字青近字女鹿山一〇三一一の一、一〇三七の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市八千代町土師字仮谷一二〇四三の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字仮谷一二〇四三の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一～三　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一～三　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業	7,700
（略）	（略）

第二～第十一　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業	6,700
（略）	（略）

第二～第十一　（略）

○農林水産省・環境省告示第１号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第１項の規定に基づき、令和八年１月十三日付けをもって次の第１種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

承認番号　25－46Ｐ－0009

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ニューファム株式会社 代表取締役社長　アジット・クマール・ナイル 東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	長鎖オメガ三系脂肪酸産生及び除草剤グルホシネート耐性セイヨウナタネ（*Lackl-Δ12D, Picpa-ω3D, Micpu-Δ6D, Pyrco-Δ6E, Pausa-Δ5D, Pyrco-Δ5E, Pausa-Δ4D, pat, Brassica napus* L.）（NS-B50027-4, OECD UI：NS-B50027-4）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—
承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

承認番号　25－46Ｐ－0010

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ（*改変cp4 epsps, pat, 改変dmo, Beta vulgaris* L. ssp. *vulgaris* var. *altissima*）（KWS20-1, OECD UI：KB-KWS201-6）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

○国土交通省告示第二百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成二十八年七月十二日から令和十六年三月三十一日まで
三　施行地区　東京都港区芝浦四丁目、港南一丁目、港南二丁目、高輪二丁目及び高輪三丁目の各一部
四　土地区画整理事業の名称　東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　東京都中央区八重洲一丁目三番七号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十八年七月十二日
七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　令和八年二月十日

○防衛省告示第三十八号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和八年二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	付与年月日
ＪＳＮＭ	三〇八	けらま	令和七年十一月十八日
ＪＳＭＹ	一二	よしま	令和七年十一月二十二日

○防衛省告示第三十九号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和八年二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	取消年月日
ＪＳＬＶ	五九二	うずしお	令和七年十二月十九日

○北陸地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　新潟都市計画道路事業三・四・六号大手町城北町線
三　事業施行期間　自令和八年二月十日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　新潟県新発田市大手町四丁目、大手町五丁目及び中央町四丁目地内
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第千九十六号尾張都市計画下水道事業五条川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十二年七月二十一日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第百十一号岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画下水道事業木曽川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十二年二月十五日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　施行者の名称　岡山県

二　都市計画事業の種類及び名称　岡山県南広域都市計画道路事業三・五・七十三駅前バイパス線

三　事業施行期間　自令和八年二月十日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岡山県都窪郡早島町前潟字九ノ割、字八ノ割、字七ノ割、字六ノ割、字五ノ割、字四ノ割、字三ノ割、字二ノ割、字舟本地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　施行者の名称　岡山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年中国地方整備局告示第二十八号岡山県南広域都市計画道路事業三・三・二十五早島大砂線及び三・二・早二百一バイパス線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月十五日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

官庁報告

労　働

労働安全衛生法第70条の２第１項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示

健康保持増進のための指針公示第12号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の２第１項の規定に基づき、事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件を次のとおり公表する。

令和８年２月10日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　名称　事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件

２　趣旨　労働安全衛生法第70条の２第１項の規定に基づき公表する、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年９月１日健康保持増進のための指針公示第１号）について、高年齢者の労働災害防止のための指針（令和８年２月10日高年齢者の労働災害防止のための指針公示第１号）を定めることに伴い、所要の改正を行うものである。

３　適用日　令和８年４月１日

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金（令和６年茨城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年２月10日

茨城労働局長　佐藤　悦子

第４号中「１時間1,052円」を「１時間1,115円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月19日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、漁業（いか釣り）最低賃金（令和７年国土交通省最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年２月10日

国土交通大臣　金子　恭之

１．漁業（いか釣り）最低賃金第５項中「213,300円」を「224,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年３月12日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

失踪宣告取消

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号

新潟市中央区寄居町332番地18新潟シティビル３階

清算株式会社　株式会社猪子場管財

代表清算人　村山　雄亮

１　決定年月日　令和８年１月26日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

新潟地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第１号

京都市中京区大宮通蛸薬師下る四坊大宮町178番地

清算株式会社　株式会社おおき商事

代表清算人　大木　　光

１　決定年月日　令和８年１月23日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２号

宮城県石巻市真野字小屋前38番地１
清算株式会社　ウッド新沼株式会社
代表清算人　新沼　　豊
１　決定年月日　令和８年１月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所石巻支部

令和７年（ヒ）第１７号

徳島県小松島市赤石町７番８号
清算株式会社　株式会社村上商店
１　決定年月日　令和８年１月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００２号

長野県千曲市大字鋳物師屋150番地
清算株式会社　株式会社ＭＪ
代表清算人　森川　潤一
１　決定年月日　令和８年１月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の権利変更
協定債権(以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。
⑴　債権債務の確認
株式会社ＭＪ（以下「会社」という）が各協定債権者に対し負担している令和７年７月31日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定案別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。
⑵　協定債権者による債務免除
協定債権者は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が協定債権者に対して負担する一切の債務を免除する。
⑶　新たな財産が発見された場合の追加弁済
会社は、新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定案別表の「配当基準額」欄記載の金額割合に応じて支払う。この場合においては、前記⑵の規定により会社が受けた債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
２　弁済の方法（上記１⑶に該当する事実が発生した場合）
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　本協定債権者の弁済受領不能等
会社は、協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別紙省略）
以上
長野地方裁判所上田支部

令和７年（ヒ）第１３号

岡山市北区本町６番36号
清算株式会社　株式会社天満屋ホテルズ　アンドリゾーツ
代表清算人　伊原木省五
１　決定年月日　令和８年１月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者である株式会社天満屋及び丸田産業株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　前項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　各協定債権者は、前二項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
岡山地方裁判所第３民事部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務の一切を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月六日
掲載頁　四十五頁（号外第一七九号）

令和八年二月十日

埼玉県本庄市西富田七六二番地一
（甲）ケイアイスター不動産株式会社
代表取締役　塙　圭二

群馬県高崎市上中居町一六一九番地二
（乙）はなまるハウス株式会社
代表取締役　真杉　恵美

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務の一切を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月六日
掲載頁　四十九頁（号外第一七九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月四日
掲載頁　六十九頁（号外第一七七号）

令和八年二月十日

埼玉県本庄市見福三丁目一四番一七号
（甲）ケイアイクラフト株式会社
代表取締役　園部　守

埼玉県蓮田市大字上平野六三九番地の三
（乙）ケイアイプレスト株式会社
代表取締役　小林　勝彦

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月七日

掲載頁　二七四頁（号外第四十六号）

令和八年二月十日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（甲）株式会社メドレー

代表取締役　瀧口　浩平

横浜市港北区新横浜二丁目一一番地五

（乙）株式会社ＡＳＦＯＮ　ＴＲＵＳＴ　ＮＥＴＷＯＲＫ

代表取締役　石崎　洋輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意は令和八年一月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　九十頁（号外第一五九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　一三五頁（号外第一四三号）

令和八年二月十日

東京都港区白金台三丁目二番一〇号

（甲）株式会社日本サーモエナー

代表取締役社長　泉　雅彦

東京都中央区晴海三丁目一二番一号

（乙）株式会社ＩＨＩ汎用ボイラ

代表取締役社長　髙柳　英司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙十七の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至乙十七は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年一月二十八日に終了しております。乙一乃至乙十七は会社法第七百八十四条第一項の規定に基づき、株主総会の承認を経ずに本合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙一、乙二、乙三）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月八日

掲載頁　九十一頁（号外第二六八号）

（乙四、乙五、乙六、乙七）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月九日

掲載頁　九十頁（号外第二六九号）

（乙八、乙九）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十日

掲載頁　八十九頁（号外第二七〇号）

（乙十、乙十一）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十日

掲載頁　九十頁（号外第二七〇号）

（乙十二、乙十四）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十一日

掲載頁　五十九頁（号外第二七一号）

（乙十三）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十一日

掲載頁　六十一頁（号外第二七一号）

（乙十五）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一一七頁（号外第二七二号）

（乙十六、乙十七）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一一九頁（号外第二七二号）

令和八年二月十日

東京都港区六本木七丁目一五番七号

（甲）株式会社クロノス

代表取締役　山田　淳一

東京都港区赤坂三丁目一番六号

（乙一）株式会社北海道商事

代表取締役　久保田春吉

東京都港区赤坂一丁目五番一五号

（乙二）株式会社エヌエヌシー

代表取締役　久保田春吉

東京都港区赤坂一丁目五番一五号

（乙三）株式会社イーエルエム

代表取締役　永冨　功

東京都港区赤坂三丁目一番六号

（乙四）株式会社埼玉商事

代表取締役　久保田春吉

東京都港区南麻布二丁目四番七号

（乙五）株式会社ビーエヌシー

代表取締役　原　章

東京都港区北青山二丁目七番二〇号

（乙六）株式会社ワイエルシー

代表取締役　平井　裕史

東京都港区赤坂一丁目五番一五号

（乙七）株式会社ティーエルエム

代表取締役　原　章

東京都港区赤坂三丁目一番六号

（乙八）株式会社中部商事

代表取締役　村木　直之

東京都港区南麻布二丁目四番七号

（乙九）株式会社エーエルエム

代表取締役　村木　直之

東京都港区六本木七丁目一五番七号

（乙十）株式会社エムエルシー

代表取締役　原　章

東京都港区赤坂三丁目一番六号

（乙十一）株式会社ケーエルシー

代表取締役　永冨　功

東京都港区赤坂一丁目五番一五号

（乙十二）株式会社兵庫商事

代表取締役　永冨　功

東京都港区北青山二丁目七番二〇号

（乙十三）株式会社オーエルシー

代表取締役　永冨　功

東京都港区赤坂三丁目一番六号

（乙十四）株式会社シーエルシー

代表取締役　村木　直之

東京都港区赤坂一丁目五番一五号

（乙十五）株式会社四国商事

代表取締役　島谷　力哉

東京都港区赤坂三丁目一番六号

（乙十六）株式会社エスエヌシー

代表取締役　平井　裕史

東京都港区赤坂一丁目五番一五号

（乙十七）株式会社南九州商事

代表取締役　平井　裕史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一二七頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　六十四頁（号外第一六〇号）

令和八年二月十日

東京都港区六本木一丁目六番一号

（甲）ＳＢＩビジネス・ソリューションズ株式会社

代表取締役　夏川　雅貴

東京都港区六本木一丁目六番一号

（乙）SBI AntWorks Asia株式会社

代表取締役　横山　宏明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号ＴＥ一三階

（甲）ティーダ・パワー01合同会社

代表社員　一般社団法人ティーダホールディングス4

職務執行者　中村　武

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号ＴＥ一三階

（乙）ＣＳ茨城高見原合同会社

代表社員　一般社団法人ティーダホールディングス6

職務執行者　海老原英征

合併公告

債権者各位及び株主各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲乙共に会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、令和八年三月十二日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　九十七頁（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　九十七頁（号外第一四六号）

令和八年二月十日

東京都千代田区内神田二丁目一四番一〇号

（甲）株式会社ＩＴ働楽研究所

代表取締役　西島　富久

東京都千代田区内神田二丁目一四番一〇号

（乙）株式会社ヘルメスシステムズ

代表取締役　西島　和久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　六頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　六十七頁（号外第六十七号）

令和八年二月十日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目一五番一号

（甲）株式会社デジタルアイデンティティ

代表取締役　鈴木　謙司

東京都渋谷区広尾一丁目三番一八号広尾オフィス・ビル一〇階

（乙）株式会社ミンツプランニング

代表取締役　岡本かすみ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.jrc.jregroup.ne.jp

（乙）http://www.jrss.co.jp

令和八年二月十日

東京都品川区西品川一丁目一番一号

（甲）ＪＲ東日本コンサルタンツ株式会社

代表取締役　齊藤　誠

東京都北区赤羽北二丁目三二番一一号

（乙）ＪＲ東日本測量調査株式会社

代表取締役　竹石　公之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であります。

甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　八十七頁（号外一六三号）

令和八年二月十日

東京都中央区明石町八番一号

（甲）株式会社Ｊ－オイルミルズ

代表取締役　春山裕一郎

北九州市若松区北浜一丁目八番二号

（乙）株式会社Ｊ－若松サービス

代表取締役　駒澤　喜幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十日

掲載頁　二一六頁（号外第十二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十日

掲載頁　二一六頁（号外第十二号）

令和八年二月十日

京都市左京区浄土寺西田町一〇〇番地の四五

（甲）株式会社みずはら

代表取締役　水原　康雄

京都市左京区浄土寺西田町一〇〇番地の二六

（乙）株式会社水原

代表取締役　水原　康雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　十一頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　六十五頁（号外第一四三号）

令和八年二月十日

大阪市西区南堀江三丁目一四番二二号

（甲）日産大阪販売株式会社

代表取締役　小林　恭彦

大阪市西区南堀江三丁目一四番二二号

（乙）大阪カーライフグループ株式会社

代表取締役　小林　恭彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.fine-chemetics.co.jp/company/

令和八年二月十日

大阪市中央区備後町二丁目一番一号

（甲）株式会社ショーエイコーポレーション

代表取締役社長　芝原　英司

東京都中央区日本橋堀留町二丁目三番一四号

（乙）株式会社ファインケメティックス

代表取締役社長　岡野　圭介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年三月二十日を予定しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://maneuverline.co.jp

（乙）https://canvascoltd.jp/

令和八年二月十日

大阪市東住吉区公園南矢田一丁目一七番八号

（甲）株式会社マニューバーライン

代表取締役　胡田　一夫

東京都江東区三好三丁目八番二号三Ｆ

（乙）株式会社キャンバス

代表取締役　平林　彰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定し、乙は株主総会の承認決議を令和八年一月二十一日に終了しております。

この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　八十四頁（号外第一七〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　八十五頁（号外第一七〇号）

令和八年二月十日
大阪市北区芝田一丁目四番八号北阪急ビル七階
（甲）株式会社ミサック
代表取締役　澤田　啓
大阪市淀川区田川三丁目五番六七号
（乙）株式会社メックスジャパン
代表取締役　大野木良彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十日
鳥取県境港市幸神町三五三番地
（甲）ｆｒｕｃｔｕｓ２号株式会社
代表取締役　橘　芳樹
鳥取県境港市幸神町三五三番地
（乙）株式会社岡田商店
代表取締役　岡田　信行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　六十四頁（号外第二六五号）

令和八年二月十日
広島県東広島市寺家産業団地五番一号
（甲）ダイキョーニシカワ株式会社
代表取締役　杉山　郁男
栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台一三〇番地三
（乙）関東大協株式会社
代表取締役　柏原　輝彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の高圧一括受電事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.reene.co.jp/
（乙）http://www.tokyu-com.co.jp/

令和八年二月十日
東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号
（甲）株式会社リエネ
代表取締役　小島　隆司
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
（乙）株式会社東急コミュニティー
代表取締役　木村　昌平

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は一部不動産事業を除く乙の全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月十日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階
（甲）株式会社ＢＣＪ－９８
代表取締役　杉本　勇次
横浜市中区尾上町六丁目八一番地
（乙）株式会社日新
代表取締役　筒井　雅洋

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社コプロテクノロジー（乙、住所名古屋市中村区名駅南一丁目二四番二〇号）のシステムエンジニアリングサービス事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　四十八頁（号外第一三八号）

令和八年二月十日
横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー一八Ｆ
ジャパニアス株式会社
代表取締役　西川　三郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の「北國マルチワンカード」のブランド名で営むカード関連事業（クレジットカード会員事業及びこれに付随するカード付帯融資事業）のうち、クレジットカード会員事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.hokkokucard.co.jp

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月十日
石川県金沢市広岡二丁目一二番六号
（甲）株式会社北國クレジットサービス
代表取締役社長　小石　昌弘
石川県金沢市広岡二丁目一二番六号
（乙）株式会社北國銀行
代表取締役社長　米谷　治彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ベネジアジュエルス（住所山梨県甲府市幸町二三番六号）に対して当社のＥＣサイト運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十日
山梨県甲府市幸町二三番六号
エヌズコレクション有限会社
取締役　ソンキヤナビン

新設分割公告

当社は、新設分割により設立する株式会社ＳＡＫＵＲＡリアルエステート（住所長野県下伊那郡高森町上市田五三六番地六）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社の計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十日
長野県下伊那郡高森町下市田一二六六番地一
有限会社桜井商会
代表取締役　桜井　重幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日
北海道河西郡芽室町中伏古東一線一二番地四
合同会社ムトウファーム
代表社員　武藤　誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日
東京都文京区西片二丁目七番一三号
合同会社ハンテツ
代表社員　飯塚　哲哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年三月十一日であり、組織変更後の商号はハチハチ株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十日
東京都渋谷区猿楽町一五番九―三〇五号
ハチハチ合同会社
代表社員　林　尚道

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十日
東京都豊島区南大塚二丁目一一番一〇号ミモザビル三階
合同会社アヴェニール
代表社員　平木　敬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社喜楽沼とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十日
東京都練馬区南田中四丁目七番二号
合名会社喜楽沼
代表社員　小見野　進

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十日
東京都八王子市横山町一三番一号
ＢＥＳＴ　ＮＯＯＤＬＥ合同会社
代表社員　ネイ・アウン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十日
東京都豊島区池袋二丁目六二番一号ＰＩＳＯ池袋八〇一号
合同会社ギルド
代表社員　本田　祐揮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十日
富山県高岡市堀岡又新一六
新堀木材協同組合
代表理事　石灰　憲夫

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社新堀ウッドベースとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、直近の貸借対照表は当組合の掲示場に掲示してあります。
令和八年二月十日
富山県高岡市堀岡又新一六
新堀木材協同組合
代表理事　石灰　憲夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十日
大阪府豊中市上野坂一丁目二〇番七号
合同会社ＲＥＳ
代表社員　河原　武

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。
令和八年二月十日
兵庫県養父市大坪四七八番地
大坪生産森林組合
代表理事　岡本　敏男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年四月一日であり組織変更後の商号は株式会社ｂｅＲＩＳ１ＮＧ　Ａｒｃｈｉｔｅｃｔｓとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十日
鳥取県米子市西福原八丁目八番七号
ｂｅＲＩＳ１ＮＧ合同会社
代表社員　田中　裕介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月七日
掲載頁　十三頁
令和八年二月十日
埼玉県川越市脇田本町一四番一二号
株式会社みらいく
代表取締役　西井　直人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月七日
掲載頁　十三頁
令和八年二月十日
埼玉県川越市脇田本町一四番一二号
株式会社みらいくインターナショナル
代表取締役　西井　直人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億五千五百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月三十日
掲載頁　一八頁（号外第一七四号）
令和八年二月十日
東京都港区芝五丁目三三番一一号
日本ジェネリック株式会社
代表取締役　井上　祐弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://k.secure.freee.co.jp/companies/21687/announces
令和八年二月十日
東京都新宿区西新宿七丁目一番一二号クロスオフィス新宿五〇三号室
株式会社コノセル
代表取締役　田辺　理

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー十七階

Ｂｏｓｐｏｌｄｅｒ　１株式会社

代表取締役　ライアン・ロバート・パトリック

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が二億三万三千九百円となることを条件として、資本金の額を一億三万三千九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.cardio-i.com/

令和八年二月十日

東京都港区東麻布一丁目二五番五号

株式会社カルディオインテリジェンス

代表取締役　田村　雄一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少し、減少する資本金の額のうち二千四百九十九万五千円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階　株式会社ＢＣＪ－９８

代表取締役　杉本　勇次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千八百二十二万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://activalues.com/announcement

令和八年二月十日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二三番一五号

株式会社アクティバリューズ

代表取締役　陳　　適

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号新丸の内センタービル二一階

ＣＳｕｉｔｅ合同会社

代表社員　イサデイーン　公江

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二一〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月三日

掲載頁　五十八頁（号外第二十四号）

令和八年二月十日

東京都中央区日本橋浜町一丁目三番五号

株式会社ＩｏＴメイカーズ

代表取締役　渡邊　賢司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

東京都渋谷区円山町五番三号ＭＩＥＵＸ渋谷ビル八階　合同会社メディケアネット

代表社員　橋本　徹也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千五百六十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　六十九頁（号外第一五七号）

令和八年二月十日

大阪市中央区淡路町二丁目三番五号

株式会社アースクリエイト

代表取締役　梁瀬　泰孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　一二一頁（号外第一七四号）

令和八年二月十日

徳島市国府町府中九二番地

長生堂製薬株式会社

代表取締役　井上　祐弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十日

徳島県三好郡東みよし町足代九四七番地

有限会社井添建設

代表取締役　井添　竜志

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億七千七百八十六万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月八日

掲載頁　九十一頁（号外第二六八号）

令和八年二月十日

東京都港区六本木七丁目一五番七号

株式会社クロノス

代表取締役　山田　淳一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額二百四十九億円を二百四十八億円減少し減少額全額をその他資本剰余金へ、利益準備金の額八億円を減少し減少額全額を繰越利益剰余金へ、組み入れることにいたしました。

臨時株主総会の決議は、令和八年一月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

https://www.alpsalpine.com/jir/announce.html

令和八年二月十日

東京都大田区雪谷大塚町一番七号

アルパイン株式会社

代表取締役　渡辺　好勝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十八億二百四十円、資本準備金の額を十八億円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

https://www.dominos.jp/corporate/

令和八年二月十日

東京都品川区上大崎二丁目一三番三〇号

株式会社ドミノ・ピザジャパン

代表取締役　ハーベル・ディーター・アルウィン

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千二百万百五十九円、資本準備金の額を一億四千二百万百五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　二十一頁

令和八年二月十日

東京都港区西新橋一丁目一八番六号クロスオフィス内幸町二階

ＴａｋｅＭｅ株式会社

代表取締役　董　　路

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金八千五百万円、資本準備金の額を金九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十日

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地

ＡＧＬプレイングカード製造株式会社

代表取締役　重田　泰

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年二月十日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階

株式会社Ｊステップホールディングス

代表取締役　髙木　茂光

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年二月十日

石川県小松市土居原町七一六番地

株式会社加州プロパティ

代表取締役　吉田　貴司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十日

茨城県龍ケ崎市若柴町二二四〇番地七九七

不二建設株式会社

代表取締役　櫻庭　義海

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十日

東京都文京区本郷一丁目二八番三四号本郷ＭＫビル

日本セルヴィエ株式会社

代表取締役　アントニー・ダヴィッド・ジェローム・マレ

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十日

東京都大田区大森北一丁目一七番二号

株式会社山口商店

代表取締役　田中　隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十日

熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子三一二番地四

株式会社生科研

代表取締役　久永　興

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松本成生が退任する事に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

千葉県習志野市東習志野五丁目二七番七号

ライト―ウィング株式会社

日本における代表者　松本　成生

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田村喜男が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年二月十日

東京都渋谷区恵比寿三丁目二〇番一二号

Ｄｉｓｐｌａｙ　Ｓｕｐｐｌｙ　Ｃｈａｉｎ　Ｃｏｎｓｕｌｔａｎｔｓ　ＬＬＣ

日本における代表者　田村　喜男

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十万五千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月十二日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス３特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月十六日付官報の号外第二七四号六十二頁に掲載されています。

令和八年二月十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

Ｇａｌａｘｙ特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二日

掲載頁　一二二頁（号外第一〇〇号）

令和八年二月十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

神戸西プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億九千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二日

掲載頁　一二二頁（号外第一〇〇号）

令和八年二月十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

松戸プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二日

掲載頁　一二二頁（号外第一〇〇号）

令和八年二月十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

東雲プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和八年二月十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス３特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十六億四百五十六万九千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/11059/11059.html

令和八年二月十日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四四号

Ｖｅｎｕｓ特定目的会社

取締役　福永　隆明

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年一月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十日

石川県金沢市古府町南四五九番地

アップティー株式会社確定給付企業年金

清算人　西村　康司

取消公告

令和八年二月三日（号外第二十四号）掲載の解散公告は取消します。

令和八年二月十日

東京都港区新橋三丁目三番一四号、六階

リーディングウィンド株式会社

代表取締役　大友　務